

議案第107号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第151号の次に次の2号を加える。

(151)の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に規定する衛生証明書に限る。）の発行の申請に対する審査 1件につき 870円

(151)の3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査

ア 現地調査を要する場合 1件につき 20,900円

イ ア以外の場合 1件につき 10,400円

第2条第174号中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴い、輸出証明書の発行の申請に係る手数料及び適合施設の認定の申請に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。